

# 離婚届の書き方

兵庫県洲本市役所  
市民生活部市民課  
五色総合事務所窓口サービス課

## 届出に必要なもの

- ・離婚届書 1通
  - ・印鑑（夫、妻それぞれ別のもの）
  - ・戸籍謄本 1通（本籍地に届出する場合は不要です。）
  - ・離婚の際に称していた氏を称する届（婚姻前の氏にもどる場合は不要です。）
- ※協議離婚以外の場合や、当事者の国籍によっては他にも添付書類が必要となりますので、お問い合わせください。

## 届出のできる場所

- ・夫婦の本籍地
- ・夫または妻の住民登録地
- ・夫または妻の所在地

## 離婚届の記入

### <氏名・生年月日>

現在の氏名を書いてください。  
生年月日は和暦で書いてください。

### <住所>

離婚届と同時に住所変更をする場合、届書には新しい住所と世帯主氏名を書いてください。  
住所を変えるには、住所変更の届も必要です。（参照「住所変更について」）

### <離婚後の氏と本籍>

離婚により氏が変わるのは、婚姻の際、氏を変えた夫または妻（戸籍の筆頭者でない人）です。氏は婚姻前の氏にもどりますが、届出により婚姻中の氏をつづけて名のすることもできます。

#### ○婚姻前の氏にもどるとき

戸籍は婚姻前の戸籍にもどりますが、その戸籍がすでに除かれているとき、または新しく自分の戸籍をつくることを希望する場合は新戸籍が編成されます。

「もとの戸籍にもどる」場合、婚姻前の本籍が父母の戸籍であれば、父母の本籍を記入し、筆頭者は父または母になります。

「新しい戸籍をつくる」場合、新しい本籍は地番のあるところ、住所の表示のあるところにおくことができます。筆頭者は婚姻前の氏にもどって、本人になります。

#### ○離婚した後も婚姻中と同じ氏を名のるとき

協議離婚届出の日または裁判離婚（審判、判決）の裁判確定もしくは、調停・和解成立の日および請求の認諾の日から三ヶ月以内に「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出してください。戸籍は一人で編成することになります。

ただし、この届をされると、婚姻前の氏には原則としてもどれませんので、いずれにするか慎重に選択してください。

### <未成年の子の親権>

離婚するとき、夫婦に未成年の子どもがいる場合は協議で夫婦の一方を親権者と決めてください。離婚後も引き続き共同で親権者となることはできません。

離婚によって氏が変わる人（戸籍が変わる人）が子どもの親権者になっても、子どもの氏（戸籍）は変わりません。子どもの氏を変えたいときは、離婚手続きが終わってから家庭裁判所に「子の氏変更許可の申立」をし、許可された後、市役所に入籍の届出をしてください。

### <届出人の署名押印>

署名は必ず本人が自署してください。

印鑑は、必ず朱肉を使う印鑑を使用してください。

### <証人> ※日本に住民登録又は外国人登録をしている方が証人になってください。

協議離婚の場合、離婚の事実を知っている成年者2名（親族も可）の署名と押印が必要です。それぞれ異なった印鑑（朱肉を使う印鑑）を使用してください。

## 届出の際の本人確認

窓口に届出にいられた方の本人確認をさせていただきます。免許証またはパスポート等、官公署発行の顔写真付き証明書をお持ちの方はご持参ください。これらにより本人確認ができなかった場合は、ご本人に対して通知をさせていただきます。

## 住所変更について

離婚届出をしても住所は変わりません。離婚届出に際して、同時に住所等を変更される方は、届書には新しい住所と世帯主氏名を記入して、次の届も併せて提出してください。

◇市外から引っ越してきたとき→**転入届**（旧住所地からの転出証明書が必要です）

◇市内で引っ越しをしたとき →**転居届**

※市外へ引っ越しされる場合は、転出の届出をしていただきますが、離婚届書には引っ越し前の住所を書いてください。

## その他

- ・届書の氏名、本籍等は略さずに、戸籍のとおり楷書ではっきり書いてください。
- ・届書は黒インクか、または黒のボールペンで書いてください。
- ・連絡先の電話番号もご記入ください。
- ・枠外にある訂正印(捨て印)の欄にも、届出人及び証人の印鑑を押してください。
- ・離婚により氏が変わったり住所変更をする方で、国民健康保険や国民年金に加入している場合は、国民健康保険証、国民年金手帳も併せてお持ちください。
- ・旧姓の印鑑で印鑑登録をしている方は、氏が変わると印鑑登録が抹消されます。名だけの印鑑で登録している場合は、そのまま使用できます。

平日の夜間や、土曜・日曜・祝日など時間外に届出される場合は、宿直室でお預かりしますが、事前に市民課（洲本庁舎）、市民生活課（五色庁舎）及び由良支所で「届書の確認」をお願いします。

また、書類上不備があるときは再度来庁をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

お問い合わせ

洲本市役所

市民生活部市民課（洲本庁舎） TEL 0799（22）7926 内線 1104  
五色総合事務所窓口サービス課（五色庁舎） TEL 0799（33）0160 内線 253